

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年2月27日	
【会社名】	株式会社TOKAIホールディングス	
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴫田 勝彦	
【本店の所在の場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8	
【電話番号】	静岡 054(275)0007番 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 丸山 一洋	
【最寄りの連絡場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8	
【電話番号】	静岡 054(275)0007番 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 丸山 一洋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	631,365,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	840,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成29年2月27日の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本件自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	840,700株	631,365,700	
一般募集			
計（総発行株式）	840,700株	631,365,700	

- (注) 1 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 現物出資の対象となる財産の内容は、東京ベイネットワーク株式会社（住所：東京都江東区東陽四丁目10番4号、代表者：代表取締役社長 平田和俊。以下「東京ベイネットワーク」といいます。）普通株式8,784株となり、その価額は631,365,700円となります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
751		100株	平成29年3月15日（水）		平成29年3月15日（水）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込の方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先と総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となる東京ベイネットワークの普通株式を当社へ譲り渡すものとします。
- 4 払込期日までに、割当予定先と総数引受契約を締結しない場合は、本件自己株式処分に係る割当では行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社T O K A Iホールディングス 本店 事業開発・アライアンス推進部	静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(4)【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	30,000,000	

- (注) 1 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3 発行諸費用の内訳は、アドバイザー費用及び有価証券届出書の書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要**

氏名	千種 忠昭
住所	東京都港区
職業の内容	株式会社ツープラスアソシエイツ 代表取締役 (所在地：東京都港区、業務内容：不動産管理業)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません
資金関係	該当事項はありません
技術関係	該当事項はありません
取引関係	該当事項はありません

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、昭和25年に都市ガス事業を開始して以来、事業の多角化を進め、LPガス、情報通信、CATV、アクア、住宅設備、セキュリティ、保険、プライダル、介護、総合リフォーム等、人々の生活に密着したさまざまな商品サービスを幅広く提供しております。また、営業エリアも中心となる静岡県及び関東一円から全国に広げ、お取引をいただいているお客様の数は255万件（平成28年12月末時点）にのぼっております。

当社グループにおいてCATV事業は現在、静岡県、神奈川県、千葉県、長野県、岡山県の5県にて、放送サービス・通信サービス（インターネット接続サービス）を提供しており、放送サービスは51万件、通信サービスは22万件のお客様にご利用いただいております。

今回株式を取得することとなる東京ベイネットワークは、東京都江東区、中央区でCATV事業を行っている会社です。このエリアは人口が増加しているとともに、東京オリンピック・パラリンピックの競技場、選手村等の建設を契機として当該地域の再整備、活性化も見込まれております。当社が東京ベイネットワークの株式を取得することにより、営業エリアの拡大や互いのノウハウを生かしたシナジーを生み出すことが可能となり、当社の中長期的な企業価値向上につながるものと判断し、本件株式取得について決議することといたしました。

当社は、東京ベイネットワーク株式の売主である千種忠昭氏（以下「本件売主」といいます。）との間で、3月15日付けにて締結する予定の株式引受契約に基づき、本件売主が保有する東京ベイネットワークの発行済株式数の25.8%（自己株式を除く。小数点以下第二位を四捨五入。）にあたる8,784株を譲り受けます。なお、今回の株式取得により、東京ベイネットワークは、当社の持分法適用関連会社となる見込みです。

東京ベイネットワーク株式の取得対価について、本件売主である割当予定先と協議した結果、割当予定先を対象とする第三者割当の方法による自己株式処分を行うことといたしました。

東京ベイネットワーク株式の評価額については、「3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方 (東京ベイネットワーク株式の価値の算定)」をご参照ください。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 840,700株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本件自己株式処分より取得する株式を中期的に保有する意向であることを伺っておりますが、市況動向等によっては市場で売却する可能性がある旨を伺っております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日(平成29年3月15日)から2年間において、割当予定先が本件自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が保有する東京ベイネットワーク株式の現物出資による払込みのため、該当事項はありません。なお、割当予定先の東京ベイネットワーク株式の保有状況を東京ベイネットワークの平成29年2月22日現在の株主一覧をもつての確認を実施することで、払込に要する財産の所在確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先より反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けております。また当社においても独自に専門の調査機関である株式会社トクチョー(代表者:荒川一枝 住所:東京都千代田区神田駿河台3-2-1)に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

払込金額につきましては、本件自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日である平成29年2月24日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値834円に0.90を乗じた金額751円(1円未満は切上げ。)といたしました。当該価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。ディスカウント率については、直近の株価動向や払込日までの価格変動リスクを踏まえ、割当予定先と協議し、決定いたしました。そのうえで、本件自己株式処分により生じる希薄化を勘案しつつも、東京ベイネットワークの持分法適用関連会社化を通じて中長期的な当社グループの顧客基盤の拡大を図ることができると考えており、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。なお、当該価額は、直近1カ月(平成29年1月25日～2月24日)における終値の平均値837円(1円未満は切捨て。)から乖離率10.3%(小数点以下第二位を四捨五入)のディスカウント、直近3カ月(平成28年11月25日～平成29年2月24日)における終値の平均値801円(1円未満は切捨て。)から乖離率6.2%(小数点以下第二位を四捨五入)のディスカウント、直近6カ月(平成28年8月25日～平成29年2月24日)における終値の平均値736円(1円未満は切捨て。)から乖離率2.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムとなっております。

上記払込金額につきましては、当社監査役全員より、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況ならびに払込期日までの相場変動の可能性を考慮した結果、全員一致で特に有利な金額に該当しないことに異議がない旨の意見を得ております。

(東京ベイネットワーク株式の価値の算定)

東京ベイネットワーク株式の価値(当社の取得する東京ベイネットワーク株式8,784株の価値)631百万円について、当社及び割当予定先から独立した第三者である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)から株式価値算定書を取得し、当該算定結果を参考の上、交渉を重ねた結果、合意したものであります。なお、当社は、みずほ銀行から本件株式取得の取得価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。みずほ銀行は、東京ベイネットワークの事業継続を前提とし、将来創出するキャッシュフローに着目した算定方法であるディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用しております。DCF法では、当社が計画した東京ベイネットワークの2017年3月期第4四半期から2021年3月期までの事業計画における収益性や投資計画を基礎とし、東京ベイネットワークの過年度の業績推移及び一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、東京ベイネットワークが将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて東京ベイネットワークの企業価値や株式価値を分析の上、本件株式の価値の範囲を622百万円～821百万円と算定しております。なお、みずほ銀行がDCF法の算定の前提とした事業計画(以下「本事業計画」といいます。)は以下のとおりです。本事業計画において、2021年3月期に営業利益が大きく増加する計画となっておりますが、過年度の大型設備投資に関わる減価償却が終了することに起因しており、営業利益と減価償却費の合計額では大きな増減はございません。

(単位:百万円)

	2017年3月期 第4四半期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	706	2,893	2,966	3,034	3,064
営業利益	11	137	135	154	240
減価償却費	79	409	451	469	400
営業利益+減価償却費	91	546	586	623	640

(2) 発行数及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る処分株数840,700株(議決権数8,407個)の発行済株式総数(自己株式除く)(平成28年12月31日現在、114,034,266株)に占める割合は0.74%(小数点以下第三位を四捨五入)(平成28年9月30日現在の議決権総数1,138,530個に対する割合は0.74%(小数点以下第三位を四捨五入))であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本件自己株式処分は、CATV事業を行う東京ベイネットワークを持分法適用関連会社とするための株式取得の対価として行われるものであり、当社の企業価値向上に資するものであることから、本件自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番地1号	7,559	6.64%	7,559	6.59%
鈴与商事株式会社	静岡市清水区入船町11-1	5,799	5.09%	5,799	5.06%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	4,986	4.38%	4,986	4.35%
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1丁目10番地	4,065	3.57%	4,065	3.54%
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,963	3.48%	3,963	3.46%
T O K A Iグループ従業員持株会	静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8	3,879	3.41%	3,879	3.38%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	3,816	3.35%	3,816	3.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,613	3.17%	3,613	3.15%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	3,588	3.15%	3,588	3.13%
アストモスエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目7-12	2,724	2.39%	2,724	2.38%
計	-	43,996	38.64%	43,996	38.36%

(注) 1 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成28年9月30日現在の総議決権数(1,138,530個)に本件自己株式処分により増加する議決権数(8,407個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社T O K A Iホールディングス 本店

(静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。